



長野県訓令第11号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正します。

令和4年6月23日

長野県知事 阿部 守一

第21条に次の1項を加える。

- 4 所属長は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、時間外勤務の必要性、勤務内容、勤務時間の割振り等について十分に検討の上、事前に、必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

第24条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 職員は、定められた勤務時間が終了したときは、速やかに退庁しなければならない。

人事課